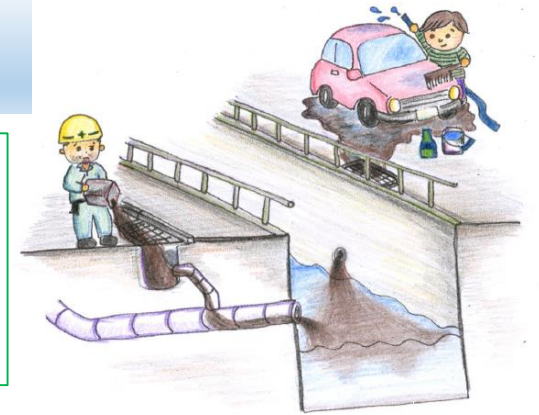


油・ゴミ等の流出事故の未然防止にご協力を！

流出事故の多くは、**工事・店舗・一般家庭などの管理ミス、不法投棄等により流出した油やゴミ等**が、水路や道路側溝を通じて河川に流れ込むことにより発生します。近くに河川がなくても水路や道路側溝はどこかで河川につながっています。流出事故等が起きると川の水が汚染されて、魚や水生生物に被害を与えたり、私たちの生活環境に重大な支障をきたします。



事故を未然に防ぐために

- ・少量でも油を側溝、河川に捨てない
- ・定期的な点検、安全確認を怠らない
- ・作業手順の確認を徹底する
- ・事故発生時の連絡先を掲示しておく

事故が発生したら

事故の被害を最小限に出来るよう、応急処置を行ってください。

- 例) 追加の流出を止める
- 布等でふき取る
 - 吸着材を設置する

復旧に係る費用負担

- ・河川法第67条に基づき、清掃費用を原因者が負担することとなります。また、捨てられたものが原因で下水道管が損傷した場合は、下水道法第18条に基づき修復費用を原因者が負担することとなります。
- ・被害があった場合は、「損害賠償を求められる」こともあります。

油の回収状況



不明な点があれば関係機関への連絡をお願いします。

小金井市役所（代表） 042-383-1111

下水道課 工務維持係 042-387-9856

